⑬　経営上の重要な契約等

ａ　当中間会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

ｂ　［略］

ｃ　［略］

［削る。］

［ｄ・ｅ　略］

⑭　［略］

⑮　［略］

⑯　［略］

⑰　［略］

⑱　中間財務諸表

第五号様式記載上の注意㉜から㊱までに準じて記載すること。

⑲　その他

第五号様式記載上の注意㊲に準じて記載すること。

⑳　提出会社の参考情報

第五号様式記載上の注意㊳に準じて記載すること。

㉑　関係会社の情報

ａ　当中間連結会計期間において、提出会社の関係会社（重要性の乏しい関係会社を除く。以下㉑において同じ。）に異動があった場合には、その内容を記載すること。

また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）について記載すること。なお、中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。

［ｂ～ｆ　略］

ｂ　当中間会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

ｃ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

⑭　経営上の重要な契約等

［加える。］

ａ　［同左］

ｂ　［同左］

ｃ　当中間会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

［ｄ・ｅ　同左］

⑮　［同左］

⑯　［同左］

⑰　［同左］

⑱　［同左］

⑲　中間財務諸表

第五号様式記載上の注意㉛から㉟までに準じて記載すること。

⑳　その他

第五号様式記載上の注意㊱に準じて記載すること。

㉑　提出会社の参考情報

第五号様式記載上の注意㊲に準じて記載すること。

㉒　関係会社の情報

ａ　当中間連結会計期間において、提出会社の関係会社（重要性の乏しい関係会社を除く。以下この㉒において同じ。）に異動があった場合には、その内容を記載すること。

また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）について記載すること。なお、中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。

［ｂ～ｆ　同左］